

04

放射線治療給付金

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為または先進医療に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為を受けたときにお支払いします。

放射線治療 給付金

入院給付金日額×10

入院中または外来いずれの場合でも



【ご注意】

- 放射線治療給付金は60日に1回お支払いします。
放射線治療給付金が支払われることとなった放射線治療を最後に受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いできません。
- 対象となる放射線治療には、「電磁波温熱療法」は含まれますが、「血液照射」は含みません。



お支払いできる場合

「ガンマナイフ」を受け、その日を含めて60日経過後に、同等の診療行為を受けたとき



放射線照射①を受けて60日経過後に放射線照射②を受けているため、放射線照射①②ともに放射線治療給付金をお支払いします。



お支払いできない場合

「ガンマナイフ」を受け、その日を含めて60日以内に、同等の診療行為を受けたとき



放射線照射①は放射線治療給付金をお支払いしますが、放射線照射②は放射線照射①を受けた日から60日以内に受けているため、放射線治療給付金はお支払いできません。